

国立大学法人鹿児島大学との取引に係る遵守事項等について

令和3年11月17日

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）では、適正な管理運営を行うべく、大学の諸活動における法令遵守(コンプライアンス)を徹底してきました。

特に、公的研究費の取扱い及び不正使用防止については、適正な管理運営の基盤となる環境の整備を行うなど、鋭意啓発活動の充実に努めてきたところです。

一方、依然として全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（文部科学大臣決定）の改正が、平成26年2月18日付けで公表されました。

本学では、当該ガイドラインの改正を受け、「鹿児島大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」を平成26年10月16日付けで制定し、その取組の一環として、不正使用防止に具体的な対策を講じるため、以下の遵守事項等を定めることとしました。

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- ・本学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- ・本学内部監査、その他調査等において、本学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・不正が認められた場合は、本学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・本学構成員（役職員、その他学生等を含む関連する者）から架空発注による預け金等の不正な行為の依頼等があった場合には、研究費の不正使用に関する通報窓口（監査室及び学外の法律事務所に置く通報窓口）に連絡すること。
- ・その他、本学との取引にあたり疑義が生じた場合には、担当部署（財務部財務課総括・照査係）に相談すること。

※上記遵守事項については、本学と取引を行う業者から誓約書を徴取することとします。

2. 本学への取引先登録および誓約書の提出について

取引先登録とあわせて、以下の者を除く業者から取引に係る誓約書を徴取しますが、誓約書を提出しない業者との取引に不都合が生じた場合は、取引の実態について確認等行うことがあります。

- a)国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b)学校法人、財団法人、社団法人等
- c)国際組織、外国企業等
- d)郵便・電気・ガス・水道・電気通信事業者等
- e)弁護士・弁理士・税理士事務所等
- f)商取引の相手方ではない個人
- g)その他、本件対象になじまない業種等

3. 本学との取引に関する諸規則等の重要情報について

本学との取引に関する諸規則等の重要情報については、本学ホームページで公開しているため、併せてご確認願います。

<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu1.html>

- 国立大学法人鹿児島大学会計規程
- 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則
- 国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項
- 国立大学法人鹿児島大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項
- 教員発注の制度化【業者の皆様へ】
- 納品検査【業者の皆様へ】
- その他財務・調達情報

4. 本件に関する連絡先

【取引に係る遵守事項及び取引に関する諸規則等に関すること】

国立大学法人鹿児島大学財務部財務課総括・照査係

- ・ Eメール：ssomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
- ・ TEL：(099)285-7120

【公的研究費の不正使用に関する学内通報窓口】

国立大学法人鹿児島大学監査室

- ・ Eメール：tu-ho@kuas.kagoshima-u.ac.jp
- ・ TEL：(099)285-3875, (099)285-3862

【公的研究費の不正使用に関する学外通報窓口】

弁護士法人照国総合事務所

- ・ Eメール：naibutsuhou@terukuni-lawyers.jp
- ・ TEL：(099)294-9333